

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

令和2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

丹波篠山市 外国人児童生徒支援連絡協議会

(1) 実施回数 1回(予定は4回。代替として校長会での説明・周知(2回)、紙面での周知・情報提供)

(2) 委員 16人

(NPO法人篠山国際理解センター3人、小・中学校の教職員11人、市教委学校教育課2人)

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

丹波篠山市教育委員会と篠山国際理解センター、対象児童生徒が在籍する学校による「帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会」を設置し、支援体制づくり等について協議した。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

令和2年度より、篠山国際理解センターに委託し、「コーディネーター」「日本語指導員」「母語通訳・翻訳支援員」による支援体制を整備した。

(3) 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施

コーディネーターが対象児童生徒との面談や実際の日本語指導、日本語能力測定方法(DLA)を通して対象児童生徒の実態を把握し、その情報を学校と共有した。また、連絡協議会において、コーディネーターより日本語指導及びDLAについても話し合い、学校現場の教職員とも共通理解を図った。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

日本語指導を実施している全ての学校で「特別の教育課程」を編成し、指導を充実するために周知し、共通理解を図った。編成にあたっては、コーディネーターが各校と連携し、作成協力するとともに、支援体制を構築した。

(5) 学力保障・進路指導

個別の指導計画を活用し、短期目標と中・長期目標をもとに自己実現の支援を行った。また、兵庫県と共催で就学支援ガイダンスを開催するなどして、保護者とともに卒業後の進路についても相談することができた。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

それぞれの対象児童生徒の実態に応じてコーディネーターが支援体制を整え、日本語指導員、母語通訳・翻訳支援員を派遣した。

(12) 成果の普及

帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会を開催し、研修や成果普及の機会とした。また、校長会や資料の送付など機会をとらえて周知を図った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

連絡協議会に、日本語指導員及び母語通訳・翻訳支援員も参加いただいたことにより、児童生徒の実態や指導についての情報、そして指導者・支援者の考え方を共有することができ、以降の各学校での指導に生かすことができた。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

コーディネーターの実態把握により、必要に応じて時間数を変更するなど、より効果的・効率的な指導・支援に勤めることができた。転入児童があった際にも、学校での受入面談を行う際にも同席し、実態把握をして以降の指導・支援に生かすことができた。

(3) 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施

コーディネーターが実施した日本語能力測定方法(DLA)等の結果を含めた実態把握を、その後の指導や個別の指導計画作成にいかすことができた。しかし、市内学校現場ではDLAについて学び始めたところの教職員が多く、今後、より多くの教職員に周知し、それをいかした指導・支援ができるようにしていく必要がある。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

コーディネーターによって正確な実態把握が可能となり、個別の指導計画作成にいかすことができた。教職員も、作成や評価を念頭に課題意識をもって対象児童生徒の実態を把握するよう努めることができ、日本語指導以外の場面でも把握したことや個別の指導計画をいかす意識を持つことができた。

(5) 学力保障・進路指導

日本語指導で身に付けたことが、学級での授業や先生・友達等との交流に役立つことを実感し、意欲的に日本語指導や教科等の学習に取り組む様子が見られた。また、母語通訳・翻訳支援員が保護者に対しても支援を実施していることで、中学卒業後の進路について一緒に考えることにつながることができた。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語指導については、取り出し指導を中心に、学校内で先生や友達とコミュニケーションをとれる程度の日本語習得を目指した。母語通訳・翻訳支援については、児童生徒への直接的な支援に加え、年間10時間の保護者対応や学校単位の翻訳支援を行い、家庭と学校の連携も支援できた。

(12) 成果の普及

昨年度までは専門的な日本語指導を実施できる学校は限られていたが、今年度から全ての対象児童生徒が必要に応じた日本語指導・母語支援を受けられるようになったことにより、対象校に関しては事業の認知度が大きく上がった。そこから、日本語指導や母語支援の必要性やあり方についての周知につなげることができた。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	100 %	100 %	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	100 %	67 %	%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

- ・学校・篠山国際理解センター・市教育事務局が連携した更なる支援の改善に取り組む。
- ・帰国・外国人児童生徒等在籍校間での取組の交流を進め、全ての学校できめ細かな支援をより充実させる。
- ・教職員や母語通訳・翻訳支援員、日本語指導員に対する研修を充実させる。

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。